証券会員制法人 福岡証券取引所

## 上場時価総額基準の取扱いの一部変更措置の解除について

本所では、上場廃止基準のうち、時価総額に係る基準について、本年12月末までの間、以下のとおり取扱いを一部変更して当該基準の適用を行っております。

当該措置については市況全般が急激に悪化したことに伴い平成21年1月末から実施しているものですが、現下の株式市場の状況等に鑑み、本措置の適用を平成26年3月末までとし、<u>平成26年4月</u>1日より本措置の適用前の基準を適用することといたします。

記

## 【解除前・解除後の時価総額基準】

		一部変更措置の基準	解除前の基準	解除後の基準
区	分	(平成25年12月まで	(平成26年1月から3	(平成26年4月以降適
		適用する基準)	月まで適用する基準)	用する基準)
本則市場の上場廃止基準		3億円未満	3億円未満	5億円未満
Q-Boardの上場廃止基準		1. 2億円未満	1. 2億円未満	2億円未満

<sup>※</sup> 本措置解除前の基準に抵触し上場廃止に係る猶予期間中である場合、平成26年4月以後に猶予期間から解除されるためには、本措置解除後の基準を充たすことが必要となります。

## <上場時価総額基準(変更適用前)の概要>

区分	基準
本 則 市 場 の上場廃止基準 (株券上場廃止基準第2条第1項第4号)	月間平均上場時価総額又は月末上場時価総額が、 <b>5億円</b> 未満である場合において、9か月 (所定の書面 <sup>**</sup> を3か月以内に提出しない場合は3か月) 以内に <b>5億円</b> 以上とならないとき
Q-Board の上場廃止基準 (株券上場廃止基準第2条の2第1項第3号)	月間平均上場時価総額又は月末上場時価総額が、 <b>2億円</b> 未満である場合において、9か月 (所定の書面*を3か月以内に提出しない場合は3か月) 以内に <b>2億円</b> 以上とならないとき

※ 「所定の書面」とは、事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面のことをいいます。

## (参 考)

今回の措置の適用規定(株券上場廃止基準第2条第1項第4号及び第2条の2第1項第3号括弧書き) 市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないと認めたときにあっては、本所がその都度定めるところによる。